

令和 2 年度

## 船舶機械技術資料作成業務

### 特記仕様書

令和 2 年 2 月

国土交通省関東地方整備局

## 1. 業務概要

本業務は、港湾業務艇、航路調査船、海洋環境整備船及び機械設備等（以下、「港湾業務艇等」という）の定期検査、中間検査及び定期的点検整備（以下、「点検整備等」という）の発注に必要となる点検整備等の内容の整理及び数量計算等を行うものである。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

## 2. 履行期間

令和2年4月1日から、令和3年3月31日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇は休日として設定している。

## 3. 業務内容

| 業務名称         | 業務内容     | 単位 | 数量 | 摘要 |
|--------------|----------|----|----|----|
| 船舶機械技術資料作成業務 | 技術資料作成業務 | 式  | 1  |    |
|              | 打合せ      | 回  | 10 |    |
|              | 協議・報告    | 回  | 2  |    |
|              | 成果物      | 式  | 1  |    |

## 4. 業務仕様

### 4-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 平成31年3月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と別途協議し実施するものとする。

### 4-2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する業務計画、業務実施状況及び発注者が関係機関と調整を行った事項を十分把握した上で、業務を行わなければならない。
- (2) 管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

### 4-3 業務内容

- (1) 本業務の対象業務数は別表のとおりとする。なお、詳細は調査職員の指示によるものとする。また、対象業務の進捗状況等により業務内容に変更が生じた場合、発注者と受注者が協議するものとする。
- (2) 業務対象案件毎に、当該点検整備等に適用又は準用する諸基準により以下に掲げる業務を行うものとする。また、既に施工着手されている点検整備等の条件変更等に対応した同様の業務を行うものとする。
  - 1) 点検整備等の内容の整理
  - 2) 点検整備等に係る数量計算の実施
  - 3) 点検整備等に係る施工歩掛の作成
  - 4) 点検整備等に係る材料単価の整理
  - 5) 上記施工歩掛、材料単価をとりまとめた帳票の作成

#### 4-4 実施体制

(1) 管理技術者は、下表に示すいずれかの資格を有する技術者であるものとする。

| 区 分   | 資 格 等   |
|-------|---|
| 管理技術者 | ① 技術士(総合技術監理部門(建設、船舶・海洋又は機械)、建設部門、船舶・海洋部門又は機械部門)<br>② APECエンジニア(Industrial、Civil、Structural、Mechanical又はElectrical)<br>③ 土木学会特別上級、上級又は1級技術者<br>④ 一級土木施工管理技士<br>⑤ (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は(II)<br>⑥ RCCM(港湾及び空港部門、施工計画、施工設備及び積算部門又は機械部門)。<br>但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者。 |

(2) 本業務を円滑に実施するために、担当技術者の資格は以下のいずれかの資格保有者であるものとする。

| 区 分   | 資 格 等   | 員数<br>(参考資料) |
|-------|---|--------------|
| 担当技術者 | ① 技術士(総合技術監理部門(建設、船舶・海洋又は機械)、建設部門、船舶・海洋部門又は機械部門)<br>② APECエンジニア(Industrial、Civil、Structural、Mechanical又はElectrical)<br>③ 土木学会特別上級、上級又は1級技術者<br>④ 一級土木施工管理技士<br>⑤ (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は(II)<br>⑥ RCCM(港湾及び空港部門、施工計画、施工設備及び積算部門又は機械部門)。<br>但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者。 | 1人<br>以上     |

(3) 担当技術者は、船舶安全法等の規程を把握するとともに、別に定める「船舶および機械製造修理請負工事積算基準」及び別に定める「港湾請負工事積算基準」等を十分理解のうえ、厳正に実施するものとし、ワープロソフト、表計算ソフト等を使用できる者とする。

#### 4-5 打合せ

打合せは、計 10 回とし、対象業務の内容を把握し、作業手順等について、調査職員と管理技術者が打ち合わせを行うものとする。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

#### 4-6 協議・報告

(1) 本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は報告を行うものとし、事前協議、最終報告の計 2 回行うものとする。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

#### 4-7 成果物

業務完了時には、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-15 に基づき、成果物及び提出資料を取りまとめるうえ、成果物として提出するものとする。なお、成果物の内容及び体裁については、調査職員の指示によるものとする。

電子納品 CD-R 又は DVD-R 2枚

#### 5. 貸与資料

(1) 本業務に必要な以下の資料等は、貸与するものとする。なお、積算数量登録補助システムについては、調査職員の立会のもと、当該システムのインストール及びアンインストールを行う

ものとする。

- 1)対象業務の設計資料等
- 2)積算数量登録補助システム(DVD-ROM)
- 3)その他必要と認められる資料等

(2)積算数量登録補助システムを使用するために必要なパソコンの機能

- 1)機種:MS-Windows 10 が動作する PC/AT 互換機
- 2)CPU: Intel Pentium III 1G Hz 以上
- 3)メモリ: 1GB RAM(32bit OS 時)または、2GB RAM(64bit OS 時)
- 4)HDD: OS 領域を除いて 2.0GB 以上の空きが有ること
- 5)ディスプレイ: 解像度がカラー1024×768 ピクセル以上
- 6)OS: MS-Windows 10(Anniversary Update)
- 7)ウイルス対策: 最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは、常に最新のデータに更新(アップデート)したものを利用すること

(3)受注者は、貸与された資料の必要が無くなった場合には、速やかに返却するものとする。

## 6. その他

(1)対象業務案件毎に成果品をその都度提出するものとする。

(2)技術提案

1)技術提案履行計画書

受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。

なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。

2)技術提案履行計画書の変更

発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

3)技術提案書不履行の場合の措置

発注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

4)その他

技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

(3)業務実績情報登録の確認

受注者は、港湾設計・測量・調査等業務1-9提出書類の作成・登録に定める、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。

1)受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、テクリス上で「メール送信による提出」を選択する。

2)受注者は、1)によりメール送信された「登録のための確認のお願い」について調査職員から確認を受ける。

3)「登録内容確認書」については、テクリスから調査職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。

(4)配置技術者の確認について

1)受注者は、業務計画書(港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 船舶機械技術資料作成業務業務計画書)の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するも

のとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。

2) 業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できる者とし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。

①業務打合せ(電話等打合せを含む)等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者

②現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同様とみなす。

4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても、同様とする。

(5) 打合せ等に係る旅費については、受注者最寄り駅を横浜駅と想定して計上しているため計上していない。

なお、契約後、調査職員と協議のうえ、受注者の最も近い本・支店の最寄り駅からの旅費に契約変更するものとする。

(6) 新技術活用について

受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置を講じなければならない。

受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 344 号、国官技第 319 号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 345 号、国官技第 320 号、国官施第 17 号、国官総施第 141 号)による必要な措置を講じるものとする。

1) 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された(NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。

2) 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。

(7) 本業務で知り得た情報を他に漏らした場合は、契約の解除及び指名停止の処置を行うことがある。

(8) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と別途協議するものとする。

以上

## 別 表

|    | 対象業務案件                | 業務対象期間(参考) |
|----|-----------------------|------------|
| 1  | 茨城港港湾業務艇(変更)          | 2/四半期まで    |
| 2  | 東京湾中央航路航路調査船(変更)      | 2/四半期まで    |
| 3  | 千葉港港湾業務艇(変更)          | 2/四半期まで    |
| 4  | 千葉港海洋環境整備船(変更)        | 4/四半期まで    |
| 5  | 鹿島港港湾業務艇(変更)          | 3/四半期まで    |
| 6  | 東京港港湾業務艇(原)           | 1/四半期まで    |
| 7  | 東京港港湾業務艇(変更)          | 3/四半期まで    |
| 8  | 東京湾中央航路航路調査船(原)       | 2/四半期まで    |
| 9  | 東京湾中央航路航路調査船(変更)      | 4/四半期まで    |
| 10 | 京浜港港湾業務艇(原)           | 2/四半期まで    |
| 11 | 京浜港港湾業務艇(変更)          | 4/四半期まで    |
| 12 | 横浜技調水理実験場機械設備(原)      | 1/四半期まで    |
| 13 | 鹿島港機械設備(原)            | 3/四半期まで    |
| 14 | (早期発注)茨城港港湾業務艇(原)     | 4/四半期まで    |
| 15 | (早期発注)東京湾中央航路航路調査船(原) | 4/四半期まで    |
| 16 | (早期発注)千葉港港湾業務艇(原)     | 4/四半期まで    |
| 17 | (早期発注)千葉港海洋環境整備船(原)   | 4/四半期まで    |

業務艇等主要目

茨城港港湾業務艇

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 船形・材質 | 単胴・FRP               |
| 船級・船種 | JG・第4種船              |
| 総トン数  | 29トン                 |
| 船体寸法  | L17.4m×B4.58m×D2.25m |
| 航行区域  | 沿海（限定）               |
| 主機関   | 367kW×2台             |
| 建造年月  | 平成7年3月               |

鹿島港港湾業務艇

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 船形・材質 | 単胴・FRP                |
| 船級・船種 | JG・第4種船               |
| 総トン数  | 25トン                  |
| 船体寸法  | L16.55m×B4.28m×D2.19m |
| 航行区域  | 沿海（限定）                |
| 主機関   | 330kW×2台              |
| 建造年月  | 平成1年3月                |

千葉港港湾業務艇

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 船形・材質 | 単胴・FRP                |
| 船級    | JCI                   |
| 総トン数  | 18トン                  |
| 船体寸法  | L11.99m×B4.23m×D2.43m |
| 航行区域  | 沿海（限定）                |
| 主機関   | 308kW×2台              |
| 建造年月  | 平成5年3月                |

千葉港海洋環境整備船

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 船形・材質 | 双胴・鋼                |
| 船級・船種 | JG・第4種船             |
| 総トン数  | 199トン               |
| 船体寸法  | L32.5m×B11.6m×D4.3m |
| 航行区域  | 沿海                  |
| 主機関   | 956kW×2台            |
| 建造年月  | 平成13年3月             |

東京港港湾業務艇

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 船形・材質 | 単胴・FRP               |
| 船級・船種 | JG・第4種船              |
| 総トン数  | 24トン                 |
| 船体寸法  | L18.95m×B4.77m×D1.3m |
| 航行区域  | 平水                   |
| 主機関   | 423kW×2台             |
| 建造年月  | 平成21年3月              |

京浜港港湾業務艇

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 船形・材質 | 単胴・FRP               |
| 船級・船種 | JG・第2種船              |
| 総トン数  | 53トン                 |
| 船体寸法  | L18.95m×B4.77m×D1.3m |
| 航行区域  | 沿海（限定）               |
| 主機関   | 368kW×2台             |
| 建造年月  | 平成24年3月              |

東京湾中央航路航路調査船(1)

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 船形・材質 | 単胴・耐食アルミニウム           |
| 船級・船種 | JG・第4種船               |
| 総トン数  | 43トン                  |
| 船体寸法  | L21.05m×B4.69m×D2.12m |
| 航行区域  | 沿海（限定）                |
| 主機関   | 607kW×2台              |
| 建造年月  | 平成9年5月                |

東京湾中央航路航路調査船(2)

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 船形・材質 | 単胴・鋼（上構アルミニウム）     |
| 船級・船種 | JG・第4種船            |
| 総トン数  | 75トン               |
| 船体寸法  | L28.0m×B6.0m×D3.0m |
| 航行区域  | 沿海                 |
| 主機関   | 1109kW×2台          |
| 建造年月  | 平成27年3月            |

鹿島港機械設備

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| クレーン種類    | 固定ジブクレーン              |
| 型式        | 水平引込・旋回               |
| 定格荷重×旋回半径 | 5.0ton×8.0m～37.0m     |
|           | 3.0ton×8.0m～43.0m     |
| 制御方式      | VVVFインバータ制御（巻上・旋回・引込） |
| 電源        | AC200V 50Hz 3φ        |

横浜技調水理実験場機械設備

|          |                    |
|----------|--------------------|
| 平面水槽造波装置 | 電動式ピストン形不規則波造波機×5台 |
|          | 駆動装置 DC10.3kW      |
| クレーン種類   | 天井走行クレーン           |
| 定格荷重、型式  | 2t吊りホイスト×2台        |
|          | 0.5t吊りホイスト×1台      |